

「経済産業省起業家教育プロジェクト」ロゴマーク使用規約

中小企業庁 創業・新事業促進課

第1条 目的

「経済産業省起業家教育プロジェクト」ロゴマーク使用規約（以下「本規約」という。）は、別紙に掲げる「経済産業省起業家教育プロジェクト」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用するに際して、遵守すべき事項を定めるものである。

第2条 定義

1. 本規約において「プログラム」とは、令和3年度「学びと社会の連携促進事業の起業家教育事業」における起業家教育プログラムをいう。
2. 本規約において「出前授業」とは、令和3年度「学びと社会の連携促進事業の起業家教育事業」における出前授業をいう。
3. 本規約において「高等学校等」とは、学校教育法第一条で規定する、高等学校、高等専門学校（1～3年生）、中等教育学校（後期中等教育段階）、特別支援学校（高等部）をいう。

第3条 管理者

ロゴマークの管理者は、中小企業庁とする。

第4条 使用者

ロゴマークを使用できるのは、以下の者とする。

1. プログラムを実施した高等学校等と出前授業を実施した高等学校等であって、第5条による申請に基づき管理者が使用を認める者。
2. 経済産業省起業家教育プロジェクトの普及に繋がる用途（広報活動等）に限り、第5条による申請に基づき管理者が使用を認めた報道機関等。
3. 管理者。

第5条 申請等

ロゴマークを使用するための申請及び審査結果の連絡は、以下のとおりとする。

1. 申請書の記入
 - ①プログラムの実施に係る申請は、様式1に必要事項を記入すること。
 - ②出前授業の実施に係る申請は、様式2に必要事項を記入すること。
 - ③報道機関等の使用に係る申請は、様式3に必要事項を記入すること。

2. 申請書の提出

中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課に E-mail にて提出すること。

3. 審査結果の連絡

中小企業庁は、申請内容を審査した上で、ロゴマークの使用の可否を申請者に連絡する。

第6条 使用方法

ロゴマークの使用方法等については、「経済産業省起業家教育プロジェクト」ロゴマーク使用ガイドラインを遵守すること。

第7条 不正使用

1. ロゴマークを以下のように使用することはできない。

①法令や公序良俗に反するような方法で使用する。

②経済産業省起業家教育プロジェクトの趣旨に反するような方法で使用する。

2. 中小企業庁は、以下のような場合には、ロゴマークの使用を停止させることができる。

①本規約に違反した場合、またはその疑いがあり、中小企業庁からの是正指示に応じない場合。

②「経済産業省起業家教育プロジェクト」ロゴマーク使用ガイドラインに違反した場合、またはその疑いがあり中小企業庁からの是正指示に応じない場合。

第8条 使用期間

1. 第5条の申請に基づき管理者が使用を認めた高等学校等において、ロゴマークを使用できる期間は、プログラムまたは出前授業を実施した年度の翌年度末（3月31日）までとする。

2. 報道機関等においては、第5条の申請に基づき管理者が使用を認めた使用用途に限り使用することができる。

第9条 使用状況報告

中小企業庁は、必要に応じ、ロゴマークの使用者に対して使用状況の報告を求めることができる。

第10条 改訂

本規約は、中小企業庁により、事前の通知なく改訂される場合がある。

附則

施行日：令和4年5月9日

問い合わせ・申請先

中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課

電話：03-3501-1767

E-mail アドレス：chuki-sougyo@meti.go.jp

(別紙)

「経済産業省起業家教育プロジェクト」ロゴマークとは、以下を指す。

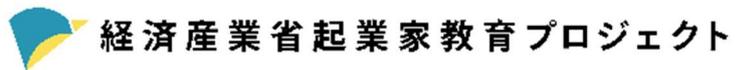
具体的な使用方法については「経済産業省起業家教育プロジェクト」ロゴマーク使用ガイドラインを参照するとともに、ロゴマークはマスターデータを使用すること。

1. プログラム実施校

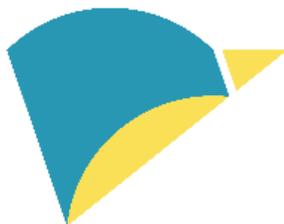
マーク



横一列組み



縦組み



経済産業省
起業家教育
プロジェクト

横組み



経済産業省
起業家教育
プロジェクト

2. 出前授業実施校

マーク



横一列組み



縦組み



経済産業省
起業家教育
プロジェクト

横組み



経済産業省
起業家教育
プロジェクト